

[事案 30-138] 新契約無効請求

・平成 30 年 12 月 25 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 30-137] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集資料を見て年利 0.65%の利息が毎年つく保険であると信じて申し込んだが、5 年間は利息が付かないことが判明したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 2 月に契約した一時払終身保険の申込みに当たり、契約内容の説明を聞くことや加入する・しないについては、配偶者に全て任せていた。配偶者は、募集資料に「0.65%」と書いてあったため、銀行よりも有利である年利 0.65%の利息が毎年つく保険であると思い込んで申込手続きをし、自分も同じ機会に申込手続きをしたが、配偶者が契約 2 年後に保険会社に利息額を問い合わせたところ、5 年間は利息が付かない商品であることが判明した。契約時、この点について明確に説明されていれば、加入することはなかったので、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

契約時、募集人は、申立人配偶者に対して、将来受取額の推移表が記載された設計書を用いて契約内容を適切に説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人、申立人配偶者および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人は予定利率等について適切な説明をしていたと認められ、申立人および申立人配偶者が契約内容を誤解していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

[事案 30-19] 契約解除無効請求

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人に病気について伝えていたこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 6 月に検査入院をしたため、同年 3 月に契約した組立型保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、解除を取り消してほしい。

- (1)告知の際には、募集人にお薬手帳や病院の診察券等を見せて、過去の受診の経緯や今後検査入院をすることについて伝えた。
- (2)告知の際に、募集人は、交通事故による受傷は関係ないと言ったので、検査入院の原因となった本疾病については告知しなかった。また、契約時は、本疾病名を記憶していなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、告知日の数か月前まで本疾病により通院していたが、このことについて告知しなかったため、告知義務違反がある。
- (2)募集人は、お薬手帳等を提示されていないし、本疾病の話を聞いてもいない。また、申立人が高血圧症等については正しく告知していることから、募集人は正しく告知するよう促したと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反があり、また本疾病は交通事故が原因ではないことなどから募集人の言動に関する申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。